

議案第 78 号

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
(八幡浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 八幡浜市水道事業の設置等に関する条例 (平成 17 年条例第 194 号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線  
で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治 法 (昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により水道事業の業務に 従事する職員の賠償責任の免除について議会 の同意を得なければならない場合は、当該賠 償責任に係る賠償額が 150 万円以上である 場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治 法 (昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により水道事業の業務に 従事する職員の賠償責任の免除について議会 の同意を得なければならない場合は、当該賠 償責任に係る賠償額が 150 万円以上である 場合とする。

(八幡浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 八幡浜市下水道事業の設置等に関する条例 (平成 30 年条例第 51 号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線  
で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治 法 (昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により下水道事業の業務 に従事する職員の賠償責任の免除について議	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治 法 (昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により下水道事業の業務 に従事する職員の賠償責任の免除について議

会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。	会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。
---	---

(八幡浜市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第3条** 八幡浜市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和2年条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。</p>

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。